

旅券・領事手数料の改定

2020年3月17日
在マカッサル領事事務所

- 令和2年4月1日から旅券・領事手数料が改定されます。
- 4月1日以降に申請される場合は、令和2年度の旅券・領事手数料が適用されます。

令和2年度(今年4月1日(月)から明年3月31日(火)まで)の旅券・領事手数料の主なものについて、下記のとおりお知らせ致します。

手数料は申請を受け付けた日で決定されるため、4月1日以降に旅券・証明等の申請を受け付けた場合は、交付時に令和2年度の手数料を頂戴致します。
(単位はルピア。括弧内は前年度(令和元年度)の手数料)

申請区分

1 IC旅券

(1)10年旅券	2,080,000(2,050,000)
(2-a)5年旅券	1,430,000(1,410,000)
(2-b)申請時12歳未満	780,000(770,000)
(3)査証欄増補	320,000(320,000)

2 証明

(1)在留証明	160,000(150,000)
(2)出生・婚姻等の証明	160,000(150,000)
(3)署名証明(官公署以外)	220,000(220,000)

3 査証(ビザ)

(1)一般入国査証	390,000(380,000)
(2)数次入国査証	780,000(770,000)
(3)通過査証	90,000(90,000)

旅券・領事手数料については、基準邦貨額に変更はありませんが、財務省が毎年行う邦貨とインドネシア通貨との換算レートの見直しに伴って改定が行われます。